様式第14号(第19条関係)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(正・副)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可申請書 | | | |
| 年　　月　　日  　阪南市長　　様  申請者　住所  氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  電話番号  　都市計画法第53条第1項の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。  記 | | | |
| １ | 建築物の敷地の所在及び地番 |  | |
| ２ | 都市計画施設等の名称 |  | |
| ３ | 建築物の構造及び階数 |  | |
| ４ | 新築・増築・改築又は移転の別 |  | |
| ５ | 敷地面積 | 建築面積 | 延床面積 |
| m2  　(　　　　　　　　　m2) | m2  (　　　　　　　　　m2) | m2  (　　　　　　　　　m2) |
| 申請代理人住所・氏名 | | 印  電話番号 | | |

＊これより下は記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付欄 | 許可証欄 |
|  | 第　　　　　　　号  　当許可申請については、下記の条件を付してこれを許可します。  　　　　　　　　年　　月　　日  阪南市長　　　　　　　　　　　　印 |
| ・許可の条件  　本申請の建築物を売る場合は、あらかじめ買主に対し、都市計画事業施行の際は、当該物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨十分説明すること。 | |
| (教示)  １　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、阪南市長に対して審査請求をすることができます。  ２　この処分については、上記１の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、阪南市を被告として(訴訟において阪南市を代表する者は阪南市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。  ３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 | |

(備考)　　１　申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者氏名を記載してください。

　　　　　２　建築確認手続は、都市計画法第53条の許可を受けた後に行ってください。

　　　　　３　５欄の(　　m2)については、都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内にかかる面積を記載してください。